
1014. 入港届等

業務コード	業務名
VIX	入港届等

1. 業務概要

「船舶基本情報登録（VBX）」業務、「船舶運航情報登録（VTX01）」業務、「乗組員情報登録（VTX02）」業務、「旅客情報登録（VTX03）」業務、「船用品情報登録（VTX04）」業務または「船舶基本情報等事前登録（WBX）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港後、入港確定情報を登録する。

本業務で届出先の官庁を選択することも可能とする。

本業務により登録、訂正または取消しを可能とする。

また、運航情報を使用して「入港届等（WIT）」業務にて登録した情報の訂正または取消しを可能とする。

なお、当該港の船用品情報に変更がある場合は、本業務を行う前にVTX04業務またはWBX業務により情報を訂正しておく必要がある。

税関への入港届提出の旨が入力された場合は、税関への入港届または転錨届及び船用品目録の提出とする。

税関に対する入港届の入港年月日、入港目的コードまたは純トン数のいずれかの訂正が行われた場合は、税関の確認を受ける必要がある。

税関以外の官庁への入港届提出の旨が入力された場合は、入力された官庁への入港届を提出する。

また、検疫所への入港届提出の場合は明告書情報も含めて提出を行う。

港長または港湾管理者への入出港届提出の旨が入力された場合は、入出港届の提出を可能とする。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

1 入港届等に対する訂正は、最大99回とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ③ 登録の場合でかつ入力者が船舶代理店の場合は、当該港において入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。
- ④ 訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

登録・訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された船舶コードが船舶DBに存在すること。
- ②削除の旨が登録されていないこと。
- ③外航船として登録されていること。
- ④税関に対する入港届でかつ、国際基幹航路（特定港寄港）が入力された場合は、とん税等一時納付（とん税等減額を除く。）の旨が登録されていないこと。

(4) 船舶運航DBチェック

登録・訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する運航情報が船舶運航DBに存在すること。
- ②削除の旨が登録されていないこと。
- ③税関に対する入港届でかつ、国際基幹航路（特定港寄港）が入力された場合は、非課税の入港目的コードでないこと。
- ④税関に対する入港届でかつ、国際基幹航路（特定港寄港）が入力された場合は、転錨届でないこと。

(5) 海上乗組員DBチェック

登録・訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上乗組員DBに対して以下のチェックを行う。

- ①乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗組員情報が海上乗組員DBに存在すること。
- ②乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗組員情報に対する入力終了表示が登録されていること。
- ③乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

(6) 海上旅客DBチェック

登録・訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上旅客DBに対して以下のチェックを行う。

- ①旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、旅客情報が海上旅客DBに存在すること。
- ②旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、旅客情報に対する入力終了表示が登録されていること。
- ③旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

(7) 船用品DBチェック

税関に対する登録・訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船用品DBに対して以下のチェックを行う。

- ①船用品情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、船用品情報が船用品DBに存在すること。
- ②船用品情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

(8) 入港前統一申請DBチェック

- ①システムで払い出された入港前統一申請番号が入力された場合は、入力された入港前統一申請番号が入港前統一申請DBに存在すること。
- ②入力された船舶コード、航海番号（１）、港コード及び本邦寄港順序と入力された入港前統一申請番号に対する船舶コード、航海番号（１）、港コード及び本邦寄港順序が同一であること。

(9) 入港届DBチェック

(A) 訂正の場合

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届等情報が入港届DBに存在すること。
- ②入力者は入港届等の登録を行った利用者と同一であること。
- ③WIT業務で登録された場合は、船舶運航情報を使用した届出であること。
- ④船舶コード、航海番号(1)、港コード及び本邦寄港順序が変更されていないこと。
- ⑤入力された入港届に対してとん税等納付申告中の場合は、船舶名称、入港年月日、入港目的コード及び純トン数が訂正されていないこと。
- ⑥最新の入港届提出番号であること。
- ⑦税関に対する入港届でかつ、入力された入港届に対してとん税等納付申告中または納付済の場合は、とん税等減額対象表示が変更されていないこと。

(B) 取消しの場合

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届等情報が入港届DBに存在すること。
- ②入力者は入港届等の登録を行った利用者と同一であること。
- ③入力された入港届に対して、税関に対する出港届が行われていないこと。
- ④入力された入港届に対してとん税等納付申告中でないこと。
- ⑤WIT業務で登録された場合は、船舶運航情報を使用した届出であること。
- ⑥最新の入港届提出番号であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 入港届提出番号の払出し処理

(A) 登録の場合

入港届提出番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合

入港届提出番号に対する枝番をシステムで払い出す。

(3) 届出先税関官署決定処理

税関への入港届提出の場合は、入港港を管轄する税関官署を届出先税関官署とする。

(4) 書類提出先税関官署決定処理

税関への入港届提出の場合は、入力された着岸(予定)場所コードに基づき、書類提出先税関官署を決定する。ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

(5) 乗下船判定処理

乗組員情報または旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗下船の判定処理を行う。

(6) 宛先判定処理

届出の旨が入力された官庁を宛先とする。

(7) とん税等減額対象該非判定処理

税関に対する入港届の登録・訂正の場合は、入力内容、船舶DB及び船舶運航DBの情報に基づき、とん税等減額対象またはとん税等減額対象外とするか否かを判定する。

入力内容、船舶DB及び船舶運航DBの情報が国際基幹航路（特定港寄港）と判定される条件をすべて満たした場合、とん税等減額対象とする。

ただし、とん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象となった場合であっても、国際基幹航路（特定港寄港）に適用を受ける旨が入力されていない場合は、とん税等減額対象外とする。

判定項目	判定条件
船舶コード・入港港コード	入力された船舶コードかつ、入港港コードに対する情報が国際基幹航路DBに登録されていること。
船舶種類コード	上記で取得した国際基幹航路DBに船舶種類コードが登録されていること。
純トン数	上記で取得した国際基幹航路DBに純トン数が登録されていること。
本邦入港前外国の寄港地コード及び仕出し港コード	上記で取得した国際基幹航路DBに本邦入港前外国の寄港地コード及び仕出し港コードのいずれかが登録されていること。
入港（予定）年月日	入港（予定）年月日が、上記で取得した国際基幹航路DBに登録されている有効期限の範囲内であること。

(8) 船舶運航DB処理

登録・訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航DBに対して、本業務の入力内容により更新する。

(9) 入港届DB処理

(A) 登録の場合

- ①システムで払い出された入港届提出番号に対する情報を入港届DBに登録する。
- ②入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報及び船用品情報の内容を登録する。
- ③税関への入港届の場合でかつ、船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付が登録されている場合は、当該港の納付済表示を設定する。
- ④税関への入港届の場合でかつ、V T X O 1 業務またはWB X 業務より非課税の入港目的コードが変更となった場合は、当該港の非課税要確認表示を設定する
- ⑤税関への入港届の場合は、とん税等減額対象該非判定処理の判定結果をとん税等減額対象表示に設定する。

(B) 訂正の場合

- ①システムで払い出された入港届提出番号に対する情報を入港届DBに登録する。
- ②入力された船舶コード及び航海番号（1）に対する船舶運航情報及び船用品情報の内容を登録する。
- ③税関への入港届の場合でかつ、船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付が登録されている場合は、当該港の納付済表示を設定する。
- ④税関への入港届の場合でかつ、訂正前の入港届に対して入港年月日、入港目的コードまたは純トン数のいずれかが変更となった場合は、当該届出の確認が必要な旨を登録する。
- ⑤税関への入港届の場合でかつ、V T X O 1 業務またはWB X 業務より非課税の入港目的コードが変更となった場合は、当該港の非課税要確認表示を設定する。

- ⑥税関への入港届の場合は、とん税等減額対象該非判定処理の判定結果をとん税等減額対象表示に設定する。
- ⑦税関への入港届でかつ、税関への出港届（転錨届）が提出されている場合は、訂正前の入港届に対してとん税等減額対象外からとん税等減額対象及びとん税等未納から納付済となった場合は、とん税等納付保留表示を設定する。
- ⑧税関への入港届の場合でかつ、税関によるとん税等強制減額確認が行われている場合は、とん税等強制減額確認が行われている旨を解除する。

(C) 取消しの場合

- ①入力された入港届提出番号に対する入港届DBを更新する。
- ②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。なお、宛先毎の取消しを可能とする。

(10) 港湾関連DB処理

(A) 登録・訂正の場合

システムで払い出された入港届提出番号に対する情報を港湾関連DBに登録する。

(B) 取消しの場合

入力された入港届提出番号に対する情報を港湾関連DBに登録する。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
入港届（転錨届）提出情報	税関への入港届（転錨届）提出の場合	入力者
		書類提出先税関 （監視担当部門）
船舶訂正通知情報	以下の条件を満たすとき、出力する。 （１） 税関への届出の場合 （２） 税関が確認済とする項目が訂正された旨が登録された場合	書類提出先税関 （監視担当部門）
入港届情報	以下の条件を満たすとき、出力する。 （１） 税関への届出の場合 （２） 利用船会社が登録されている場合	利用船会社
入港届（転錨届）訂正・取消情報	税関への入港届（転錨届）情報が訂正または取消された場合	書類提出先税関 （監視担当部門）

情報名	出力条件	出力先
とん税等減額対象非該当通知情報	以下の条件を満たすとき、出力する。 (1) 税関への届出の場合 (2) とん税等減額対象外である場合 (3) 入港目的コードが課税である場合 (4) 入港港が転錨届でない場合 (5) とん税等未納である場合 (6) 船舶DBに有効なとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていない場合 (7) 船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額）情報が登録されている場合 (8) 船舶運航DBに次港以降が転錨となる港が登録されていない場合または次港以降が転錨となる港が登録されている場合は、転錨となるすべての港がとん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外の場合	入力者
		書類提出先税関 （監視担当部門）
とん税等納付保留通知情報	以下の条件を満たすとき、出力する。 (1) 税関への入港届（転錨届）情報が訂正された場合 (2) とん税等納付保留の旨が登録された場合	入力者
		書類提出先税関 （監視担当部門）
入港届控情報（港湾管理者）	港湾管理者への入港届の場合	入力者
入出港届控情報（港湾管理者）	港湾管理者への入出港届の場合	入力者
入港届控情報（港長）	港長への入港届の場合	入力者
入出港届控情報（港長）	港長への入出港届の場合	入力者
入港届（明告書含む）回答情報	検疫所が入港届（明告書含む）を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
入港届回答情報（港長）	港長が入港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
入出港届回答情報（港長）	港長が入出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
入港届回答情報（港湾管理者）	港湾管理者が入港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
入出港届回答情報（港湾管理者）	港湾管理者が入出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
仮検疫済証	検疫所が入港届（明告書含む）を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者
検疫済証	検疫所が入港届（明告書含む）を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者

7. 特記事項

- (1) 税関への入港届の場合は以下の優先順位にて入港（予定）年月日・時刻として入港届DBに登録する。
 - ①入力されたびょう泊（予定）年月日・時刻（自）
 - ②入力された着岸（予定）年月日・時刻
 - ③船舶運航DBに登録されているびょう泊（予定）年月日・時刻（自）
 - ④船舶運航DBに登録されている着岸（予定）年月日・時刻
- (2) 入管への入港届提出の場合は、「入港届情報」を送信する。
- (3) 本業務で乗組員情報または旅客情報についてマニュアル処理または旅客なしの旨が入力されている場合乗組員情報及び旅客情報のチェックは行わない。
- (4) 船舶DB上の船舶名称切替年月日>入港（予定）年月日の場合は、訂正前船舶名称を入港届等提出時の船舶名称とする。
- (5) 書類提出先官署未入力ダイアログについて
端末パッケージソフト利用者においては、下記の①、②を満たす場合、送信時に書類提出先官署未入力ダイアログにおいて申請先官署コードの入力を促すための機能を設ける。
 - ①税関入港届提出有無が提出有りの場合で、税関入港届提出有無以外も提出有りとしている場合。
 - ②税関以外の提出先に対応する申請先官署コードに入力がない場合。
- (6) 入力された着岸（予定）場所コードが内航バースの旨を注意喚起メッセージとして出力する。
- (7) 税関への入港届の場合でかつ、国際基幹航路（特定港寄港）が入力されているが、とん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外の場合、注意喚起メッセージとして出力する。^{*1}
- (8) 税関への入港届の場合でかつ、以下の条件を満たす場合、注意喚起メッセージとして出力する。
 - ①国際基幹航路（特定港寄港）が未入力であること。
 - ②とん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象であること。
 - ③システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBの入港目的コードが課税であること。
 - ④システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBが転錨届でないこと。
 - ⑤システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBがとん税等未納であること。
 - ⑥船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていないこと。
- (9) 税関への入港届の場合でかつ、以下の条件を満たす場合、注意喚起メッセージとして出力する。^{*2}
 - ①とん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外であること。
 - ②船舶運航DBに次港以降が転錨となる港が登録されておりかつ、転錨となる港のいずれかがとん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象であること。
 - ③システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBの入港目的コードが課税であること。
 - ④システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBが転錨届でないこと。
 - ⑤システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBがとん税等未納であること。
 - ⑥船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていないこと。

（*2）（*1）が同時に出力される場合は、（*1）のメッセージは出力しない。

(10) 税関への入港届の場合でかつ、以下の条件を満たす場合、注意喚起メッセージとして出力する。

- ①システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBのとん税等減額対象表示がとん税等減額対象外であること。
- ②システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBの入港目的コードが課税であること。
- ③システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBが転錨届でないこと。
- ④システムで払い出された入港届提出番号に対する入港届DBがとん税等未納であること。
- ⑤船舶運航DBに次港以降が転錨となる港が登録されていないことまたは次港以降が転錨となる港が登録されている場合は、転錨となるすべての港がとん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外であること。
- ⑥船舶DBに有効なとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていないこと。
- ⑦船舶DBに有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額）情報が登録されていること。